



各 位

平成 28 年 5 月 13 日

会 社 名 ナビタス株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣口隆久
(JASDAQ コード番号 6276)
問合せ先 取締役管理本部長 眞柄光孝
電話番号 (072)244-1231

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 37 期定時株主総会にて、定款の一部変更が承認されることを条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定しましたので、下記のようにお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事の詳細につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 監査等委員会設置会社へ移行する目的

- ・ 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。
- ・ 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意志決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものであります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。
- ② 上記の会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことを踏まえ、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役会決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を一部免除すること、および、業務執行

取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第 27 条を新設するものであります。なお、変更案第 27 条を新設する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以上

現行定款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株 式 第5条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会 第12条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第12条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 第17条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 第17条 (現行どおり)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> は、10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は4名以内</u>とする。</p>
<p>第19条 当社の取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第15条第2項の定めるところによる。</p>	<p>第19条 当社の取締役の<u>選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は本定款15条第2項の定めるところによる。</u></p>
<p>2 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>3 (新設)</p>	<p><u>3 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>4 (新設)</p>	<p><u>4 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の時までとする。</u></p>
<p>第20条 取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最後の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最後の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役会において定めた取締役がこれを招集する。</p> <p>2 取締役会の招集は、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 22 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最後の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き</u>、取締役会において定めた取締役がこれを招集する。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</p> <p>第 22 条 当会社を代表すべき取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長および取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変 更 案
(新設)	<p><u>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>
(新設)	<p><u>第 27 条 当会社は、会社法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任につき法令に定める要件に該当する場合、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、その責任を免除することができるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、予め定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
(新設)	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
(新設)	<p><u>第 28 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
(新設)	<p><u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人</u> <u>第 25 条 当会社に監査役を置く。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>2 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第26条 当会社の監査役は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	(削除)
<p><u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>2 満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第28条 当会社に監査役会を置く。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役会は、その決議により常勤の監査役を定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第29条 監査役会の招集は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮する事ができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 当社は会計監査人を置く。</u></p>	(削除)
<p><u>2 監査人は、株主総会で選任する。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第32条 当社は会計監査人を置く。</u></p> <p><u>第33条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がされなかったときは、定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	

現行定款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 31 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 32 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払うものとする。</p> <p>第 33 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における、最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める金銭による剰余金の分配 (以下中間配当という。) をなすことができる。</p> <p>第 34 条 剰余金の配当金 (中間配当を含む) が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 38 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払うものとする。</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における、最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める金銭による剰余金の分配 (以下中間配当という。) をなすことができる。</p> <p>第 40 条 剰余金の配当金 (中間配当を含む) が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>